

# 平成30年度 米子市保育所利用者負担額（保育料）表

認定区分(2号・3号)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間の保育料【月額】 下段（ ）内は保育短時間の場合			備 考	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	1 母子世帯等とは、次に掲げる世帯のことをいう。 ① 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のないで現に児童を扶養しているもの(ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。) ② 在宅障がい児(者)のいる世帯 次に掲げる児童(者)を有する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 オ その他市長が生活保護法(昭和25年法律第114号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 2 年齢区分(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)の適用は、保育の実施がとられた年度の初日の前日において行い、その年度中はその年齢区分の保育料が適用されます。 3 所得割の額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。 4 婚姻歴のないひとり親世帯については、申請に基づき税法上の寡婦(夫)控除をみなし適用して、所得割の額を計算します。 5 8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により決定する。	
B1	A階層を除く 市民税非課税世帯	母子世帯等	別表のとおり			
B2		上記以外の世帯	8,000 (7,900)	5,700 (5,600)		5,600 (5,500)
C1	市民税均等 割課税額の 世帯を含む	48,600円未満 の母子世帯等	別表のとおり			
C2		48,600円未満 の上記以外の世帯	17,800 (17,600)	15,700 (15,500)		15,400 (15,200)
D1		61,000円 未満	23,800 (23,400)	20,800 (20,400)		20,000 (19,700)
D2		71,000円 未満	26,400 (26,000)	23,200 (22,800)		22,500 (22,100)
D3		97,000円 未満	29,000 (28,600)	25,600 (25,200)		25,000 (24,600)
D4		109,000円 未満	35,500 (35,000)	32,000 (31,500)		29,000 (28,500)
D5		139,000円 未満	38,200 (37,600)	33,500 (33,000)		29,600 (29,100)
D6		169,000円 未満	41,000 (40,400)	35,000 (34,400)		30,200 (29,700)
D7		199,900円 未満	47,500 (46,700)	36,000 (35,400)		30,800 (30,300)
D8		261,000円 未満	50,700 (49,900)	37,000 (36,400)		30,800 (30,300)
D9		301,000円 未満	54,000 (53,200)	37,000 (36,400)		30,800 (30,300)
D10		333,000円 未満	63,000 (62,000)	39,000 (38,300)		33,000 (32,400)
D11		365,000円 未満	64,000 (63,000)	40,000 (39,300)		34,000 (33,400)
D12	397,000円 未満	65,000 (64,000)	41,000 (40,300)	35,000 (34,400)		
D13	397,000円 以上	70,000 (68,900)	45,000 (44,200)	39,000 (38,300)		

## 1. 同時在園の保育料軽減

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・特別支援学校の幼稚部等に入所している同一世帯の就学前児童のうち、2人目が保育所入所の場合は2分の1の額、3人目以降が保育所入所の場合は0円になります。なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
- ② C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、1人目が保育所等に入所している場合に限り2人目が0円となります。

## 2. 多子世帯の保育料軽減

- ① 保護者と生計同一の3人目以降の児童が保育所等に入所する場合は、保育料が0円になります。
- ② B2階層は、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が0円になります。
- ③ C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が2分の1の額になります。

## 3. 月途中の入退所された場合の保育料計算

- ① (保育料の月額) × (その月の在籍日数) ÷ (25日) = (その月の保育料)

## 4. 母子世帯等の負担額について

- ① B1、C1、D1、D2、D3の一部の各階層に認定された世帯で、上記備考の母子世帯等に該当する世帯は右別表の保育料になります。
- ② B1、C1、D1、D2、D3の一部の各階層に認定された母子世帯等において、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目以降の保育料が0円になります。

### 別表

階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
B1	市民税非課税世帯	0	0	0
C1	市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	8,000 (7,900)	5,700 (5,600)
D1		61,000円未満	8,000 (7,900)	5,700 (5,600)
D2		71,000円未満	8,000 (7,900)	5,700 (5,600)
D3のうち		77,101円未満	8,000 (7,900)	5,700 (5,600)